

部局名	安全環境部			所属名	生活安全課			所属長名	宍倉 泰雄			電 話	483-1151 内線：3110		
-----	-------	--	--	-----	-------	--	--	------	-------	--	--	-----	------------------	--	--

1. 事務事業の位置付け・概要（PLAN）

コード	9045		事務事業名称		交通遺児手当						短縮コード		経常		臨時	9045
予算区分	会計	15	交通災害共済事業特別会計		款	02	災害共済費		項	01	災害共済費		目	01	災害共済費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		八千代市交通災害共済条例、同施行規則、八千代市交通遺児手当支給条例、同施行規則									
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																
昭和43年4月1日施行の交通災害共済条例に基づき、交通事故により父または母が死亡し、もしくは障害となった家庭の児童の救済として、昭和44年4月1日に交通遺児手当条例を施行し始められた。																
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測					総合計画の施策体系	5本の柱（章）	03	安全・環境共生都市をめざして								
この遺児手当受給者は平成15年度まで3人が該当し遺児手当てを支給していたが、それぞれ義務教育を終了し平成16年度より対象者は発生していない。（0人である）						大項目（節）	01	市民の安全								
						中 項 目	04	交通安全								
						小項目（施策）	01	交通安全活動等の推進								
						細 項 目	03	交通事故被災者対策								
					実施計画の計画事業											
計画事業の位置付けの有無				☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円				

2. 事務事業の目的・指標・実績（DO）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	交通災害共済加入者のうち交通事故によって父または母が死亡もしくは障害の状態にある遺児等									
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成17年度に実際に行ったこと： 交通災害共済に加入している者が交通事故によって父又は母が死亡もしくは障害の状態にある遺児等に対して支給する交通遺児手当は発生しなかった。									
	※平成18年度に計画していること： 交通災害共済に加入している者が交通事故によって父又は母が死亡もしくは障害の状態にある遺児等に対して交通遺児手当を支給する。									
意図 （何を狙っているのか）	交通事故による災害を受けた者を救済し、医療費・教育費等経済的負担の軽減及び心的不安を取り除く									
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	被害から立ち直るきっかけをつくる									
区 分					単位	16年度	17年度		18年度	
						実績	計画	実績	計画	
対象指標	指標1	交通災害共済加入者	人	19,297	4,538	3,968	0			
	指標2	加入者のうち父又は母が死亡もしくは傷害の状態にある遺児	人	0	0	0	0			
	指標3									
活動指標	指標1	交通遺児手当支給件数	件	0	0	0	0			
	指標2									
	指標3									
成果指標	指標1	遺児手当受給者数／加入者のうち父または母が死亡もしくは	%	0	0	0	0			
	指標2									
	指標3									
上位成果指標	指標1									
	指標2									
	指標3									

コード	9045	事務事業名称	交通遺児手当				所属名	生活安全課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			交通災害共済制度の廃止			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☒ 廃止								
☐ 休止								
☐ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			交通災害共済制度の廃止	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☒	☐	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など	
特になし	

所属長コメント	交通災害共済加入者の父又は母が死亡・障害状態となった場合、加入者である遺児に対して、経済的負担の軽減等の為支給される制度だが、現在幸いにして該当者がなく、今後は会員期間中の事故による該当者が発生した場合の処置として、経過措置を設けています。	
評価調整委員会意見	☐ 改革改善して継続	・所期目的を達成していることにより廃止とすべき。 ・廃止決定事業。
	☐ 手法プロセスの改革・改善	
	☐ 事業規模の拡大・縮小	
	☐ 統合・役割見直し	
☐ その他		
☒ 廃止		
☐ 休止		
☐ 現状のまま継続		